

参考資料3

司法制度改革推進計画要綱(抜粋) - 着実な改革推進のためのプログラム -

平成14年3月20日

第2 改革を推進するための措置

2 司法制度を支える人的体制の充実強化

(5) 裁判官制度の改革

イ 裁判官の任命手続の見直し

最高裁判所に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、同機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき実質的に適任者の選考に関する判断を行うよう、適切な仕組みを整備することとし、所要の措置を講ずる。(参考)

[政府]

司法制度改革推進計画(抜粋)

司法制度を支える体制の充実強化

第5 裁判官制度の改革

2 裁判官の任命手続の見直し

最高裁に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、その機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき適任者の選考に関する判断を行い得るよう適切な仕組みを整備することについて、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)

[日本弁護士連合会]

日本弁護士連合会司法制度改革推進計画(抜粋)

司法制度を支える法曹の在り方 - 人的基盤の拡充 -

第5 裁判官制度の改革

2 裁判官の任命手続の見直し

最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるための機関を設置すること、及び同機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する判断を行うよう、適切な仕組みを整備することなどに関し、弁護士任官推進の観点から、必要な提言等を行うとともに、制度改革に伴う対応を行う。